

令和 6 年度
こどもデータ連携実証事業
各採択団体における成果報告書

【開成町】

株式会社野村総合研究所

令和 7 年 3 月

目次

第1章	実証事業の概要.....	1
1.1	背景・目的.....	1
1.2	実証事業の内容.....	2
1.3	実証事業を通じて実現した業務プロセス.....	3
1.4	スケジュール・実施体制.....	5
1.5	本実証に要する費用.....	7
第2章	連携するデータ項目の選定・準備.....	8
2.1	データ連携に必要なデータ項目の検討・取得可能性調査.....	8
2.2	データ項目の選定結果.....	9
2.3	データの準備・加工.....	12
2.4	その他、データの準備に係る諸課題への対応.....	14
第3章	判定基準の検討.....	15
3.1	判定基準の設計の過程.....	15
3.2	判定基準に用いたデータ項目.....	16
3.3	判定基準の特徴.....	21
第4章	個人情報の適正な取扱いに係る整理.....	22
4.1	個人情報授受に係る法的整理.....	22
4.2	個人情報等の取扱いにおける手続き上の留意点.....	25
4.3	プライバシーの保護への対応に関する主な体制/取組.....	26
第5章	システムの構築.....	27
5.1	システムの概要及びデータ連携方式（システム構成）.....	27
5.2	システムによるデータ連携機能及び判定機能の構築.....	28
第6章	データ連携により把握したこども等を支援につなげる取組.....	31
6.1	システムによる判定の結果.....	31
6.2	支援に向けた人による絞り込み.....	32
6.3	データ連携により把握したこども等に対する支援.....	36
第7章	事業効果の評価・分析.....	38
7.1	データ連携による抽出結果の全体像.....	38
7.2	困難の類型との関連性が高いと判断できるデータ項目の提示.....	39
7.3	こどもデータ連携の取組効果の分析.....	40
第8章	考察・まとめ.....	41
8.1	本実証を通じて得られた示唆.....	41
8.2	課題・次年度以降の取組.....	44

第1章 実証事業の概要

1.1 背景・目的

1.1.1 背景

開成町では、人口が増加しており、令和2年国勢調査では、総人口に占める0歳から14歳までの人口(年少人口)の割合は、14.8%で県内市町村の中で1位となっているが、人口の増加とともに、要保護・要支援児童、虐待相談通告件数も増加している状況にある。また、要保護・要支援児童だけではなく、産科病院から情報提供される妊婦も増加しており、妊娠期から学齢期まで、長期的な支援を必要としている子育て世帯が増加している。

このような状況において、ケースワークを担う保健師や社会福祉士の業務負担が増すとともに、ケースワークの質の確保、相談内容の複合化による庁内関係機関の情報の連携など様々な課題を抱えている。

開成町では、各課や所属機関がこどもの育ちに関する情報を個別に保有している。就学前においては、こども家庭センターなどが家庭やこどもの情報を詳しく把握しているが、就学後にそれらの情報を引き継ぐ仕組みがない。また、現在、相談記録等を管理している基幹系システムでは、各機関の相談記録を住民基本台帳に紐づけて各課から入力しているが、「こども」を軸としてそこに関わる支援や記録などをまとめて閲覧できるものではなく、複数のソフトを使用しながらこどもごとの支援を管理している状況である。

1.1.2 目的

開成町では、小さい町の強みとして、こども一人ひとり、各家庭に対して妊娠期からアプローチし、丁寧に伴走支援していくという、きめ細かい支援が可能である。そのうえで、行政等が保有するこどもに関するデータを連携することで、家庭の要支援リスクを判定、分析・可視化し、支援家庭の早期発見、早期支援につなげ、年齢や所属による切れ目が発生しない支援の実現を目指す。具体的には、以下を実現することを目指している。

- ・ こども家庭センターを核として、各部署（各機関）が保有するこどもに関するデータを連携し、システム判定、支援やリスクの分析・可視化をシステム化した「開成町こども見守りシステム」を構築する。
- ・ 「開成町こども見守りシステム」において、分析ツール等による情報の整理・分析を行い、ハイリスクとなる可能性のあるこどもを事前予測し、保健師、児童ケースワーカー等による早期の適切な支援を実施する。
- ・ リスク予測を踏まえ、重篤な事象が発生する前に予兆を捉え、予防的にプッシュ型の支援を実現する。

1.2 実証事業の内容

1.2.1 実施内容(令和 5 年度)

前述の背景・目的を踏まえ、開成町では「開成町こどもに関するデータ連携・活用調査事業」を令和 4 年度より推進してきた。令和 4 年度は、調査をテーマとし、町や各機関が保有するこどもに関するデータを扱う各システム及びデータの現状を調査し、それらを連携する目的・目標・手段・効果の整理や、連携対象とするシステム及びデータ項目の整理、データを連携させた場合に期待される効果の整理、見守りシステム導入への具体的な実現方法の設計を行った。

令和 5 年度は令和 4 年度に調査・設計した内容に基づき、「開成町こども見守りシステム」の構築及び開発を行った。困難類型を「ヤングケアラー」「貧困」「虐待」「引きこもり」の 4 つに設定し、データの見える化や検証モデルとアラート条件の設計を行い、システム判定を行った。判定の結果、開成町の 18 歳までのこども 3,329 名中、ヤングケアラーでは 4 名、貧困では 84 名、虐待では 36 名、引きこもりでは 158 名、発達障害では 62 名が「リスクを有するこども」と判定された。

システムにより「リスクを有するこども」と判定されたこどものうち、要保護児童・要支援児童について、模擬カンファレンスで人による絞り込みを行い、カンファレンスの進め方や支援方策の検討方法、判定ルールについて議論を行った。また、試行的に支援アプローチも実施した。令和 6 年 1 月時点で要保護児童・要支援児童かつ「開成町こども見守りシステム」により貧困のリスクがあると判定されたこども（55 名）のうち、低所得の子育て世帯を対象とした給付金（「令和 5 年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）」）が支給されていないこども（28 名）の父母等 13 名に対して、申請勧奨通知を送付し、1 件の申請・給付金の支給に繋がった。

令和 5 年度の取組を通して、業務上フォロー可能な抽出人数になるよう閾値を設定しながら潜在的にリスクを抱えているこども（以降、潜在層と呼ぶ）を抽出する方法や、抽出の精度等が課題として残った。

1.2.2 実施内容(令和 6 年度)

令和 6 年度は令和 5 年度事業を通して得た気づきや課題に対応し、「開成町こども見守りシステム」とそれを活用した支援実施までのフロー等を改善し、令和 7 年度以降も継続して取り組めるよう業務を確立することに取り組んだ。具体的には、データ項目やデータ量を増やして判定ルールを改善し、その判定ルールで「リスクを有するこども」と判定されたこどもについて、8 月以降毎月カンファレンスを実施して支援要否を検討し、潜在層の発見及び支援に取り組んだ。また、そのカンファレンス結果をもとに、判定ルールやカンファレンス運営の検討を行った。

図表 1 - 1 本年度の実証概要（本年度実施する部分についての整理）

対象とする困難の類型	ヤングケアラー、貧困、虐待、引きこもり、産後うつ、発達障害
実施事項	・ 各機関で保有しているデータ・情報（アナログ）の活

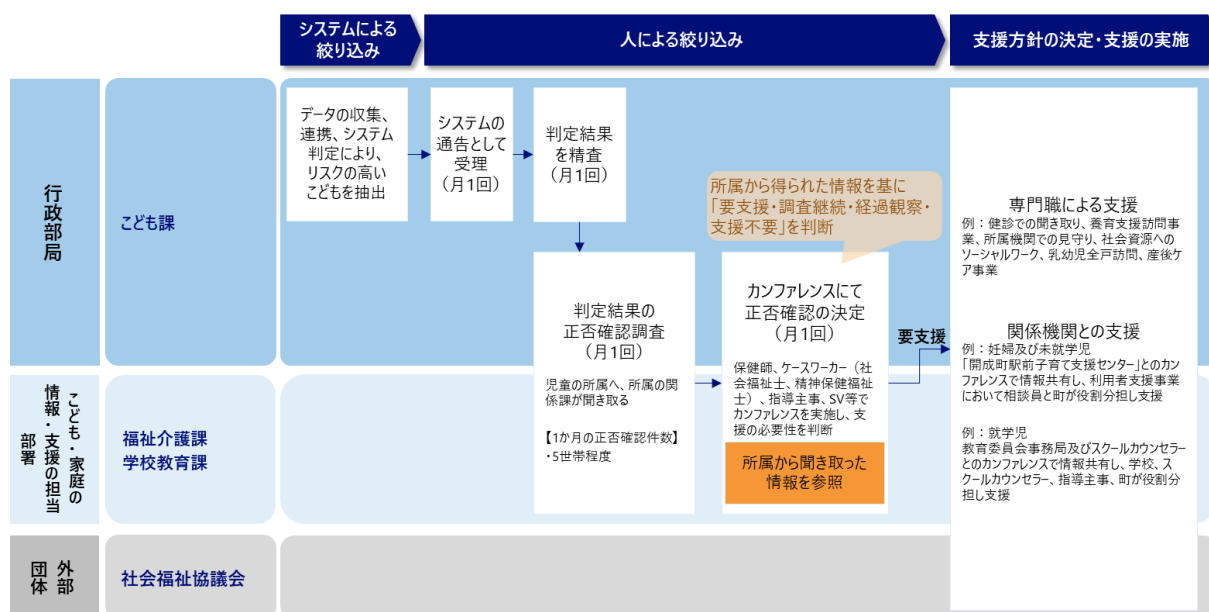
	用・分析による、困難の種類の可能性検知のためのシステム判定を行う「開成町こども見守りシステム」の改善。 - 分析・可視化 BI ツールの改善、及び実証検証（上記システムによるシステム判定（一次絞り込み）→カンファレンスでの関係者による二次絞り込み）の実施。 - 職員への説明会やカンファレンスを通じた運用体制・運用ルールの精査。
データ連携・支援の対象となるこどもの範囲	令和6年度において開成町内に住む0～18歳のこども（3,319名） ※データについては、必要に応じて世帯全体に係るデータも連携する ※こどもを中心にデータ連携・支援を行うが、データ連携の結果、支援が必要と判定されたこどもについて、その親・保護者も必要に応じて支援の対象とする
連携するデータ項目の選定（2章）	令和5年度に連携したデータ項目に加え、基本連携データ項目のうち活用可能な項目を追加。
判定ルールの検討（3章）	昨年度設計した判定ルールについて、実際のデータに対して判定ルールを試行した結果と開成町で把握している支援対象者の合致具合や、カンファレンスでの専門職の意見から判定に利用するデータ項目を調整。また、抽出状況と現場のキャパシティを照らし合わせ、閾値を調整。
個人情報の適正な取扱いに係る整理（法的整理、手続き等）（4章）	昨年度実施した整理に加え、弁護士を交えた来年度以降の整理方針の検討を実施。
システムの構築（システムの企画・構築、判定機能の実装、安全管理措置等）（5章）	昨年度構築したシステムを活用。データの手入力機能を追加。
システムによる判定の実施（6章）	開成町に住む0～18歳のこどもを母集団として、貧困や虐待といったリスクがあるこどもを抽出。
支援に向けた人による絞り込み（6章）	システムにより「リスクを有するこども」と判定されたこどものうち5世帯のこどもについて、毎月専門職によるカンファレンスを実施し、潜在的にリスクを抱えているこどもか否かを検討。
データ連携により把握したこども等に対する支援（6章）	カンファレンスで要支援と判断した6名について、ケースワーカー等と連携して町内の福祉団体の案内と面談等の支援を計画・実施。

1.3 実証事業を通じて実現した業務プロセス

本年度の実証事業では、図表1-2で示す支援プロセスを実施した。「開成町こども見守りシステム」に各課からのデータを連携し、判定ルールによるシステム判定を行った。判定ルールに利用したデータ項目に当てはまる場合、1点とし、困難類型ごとに定めた基準点数（1点～3点）を超えたこどもを「リスクを有するこども」と判定した。それらのこどもについて、既に支援しているこども等を除いたうえで、所属に対して聞き取りを行い、判定結果の正否判断及びカンファレンスで議論する世帯の選定を行った。その後、カンファレンスを開催して人による絞り込みを実施した。カンファレンスでは所属から聞き取った情報をもとに、専門職で支援の必要性を議

論した。支援が必要であると判断された場合は、首長部局内で支援が可能な場合にはカンファレンスで、首長部局外との情報連携が必要な場合は開成町要保護児童対策地域協議会（以降、要対協と表記）に登録し、具体的な支援内容の協議を行った。その協議結果に基づき、専門職による支援、関係機関への情報連携や支援を実施した。

図表 1 - 2 本年度の実証を通じて実現した業務プロセス



1.4 スケジュール・実施体制

1.4.1 スケジュール

本実証は下記の図表 1 - 3 で示すスケジュールに則って実施した。12 月頃までにシステムの機能改善や支援実施までの流れ及び支援・見守りに関する試行検証を行い、1 月から令和 7 年度以降の本稼働に向けた模擬運用を実施した。当初想定以上に判定ルールの改善に時間を要した（詳細は第 3 章参照）。

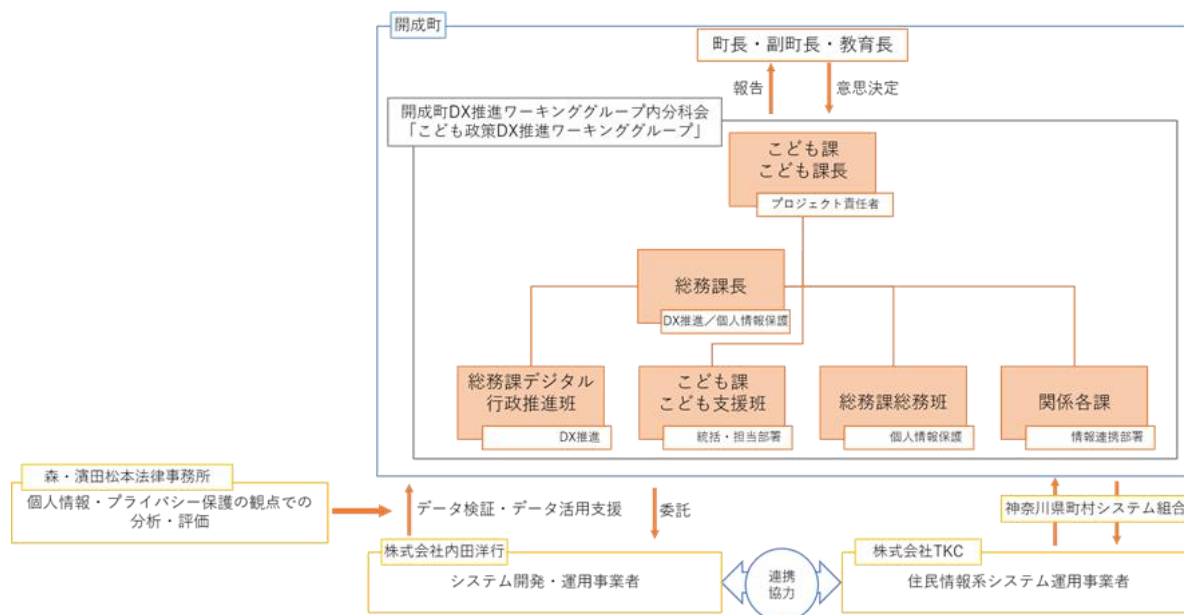
図表 1 - 3 本実証のスケジュール

大項目	小項目	2024年						2025年		
		-7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
体制の整備	実施体制検討									
	データを取り扱う主体の整理・役割分担									
法的整備	個人情報に係る分析と整理									
	弁護士によるレビュー									
システム開発	判定ルールの改善									
	「人による絞り込み」を支援する機能の検討									
	「支援・見守りの実施」を記録する機能									
	標準化への取組									
効果検証・支援策検討	検証方法設計									
	支援実施									
	成果と課題検証									
報告書作成	中間報告会資料作成									
	成果報告書作成									

1.4.2 実施体制

本実証事業の実施体制は下記のとおり。こども課こども支援班を中心にプロジェクトを推進し、庁内の関係各所に協力を依頼し、事業を実施した。福祉分野と教育分野の連携をさらに円滑に進めることを目指し、本年度は町長・副町長だけでなく、教育長も本実証の実施体制に参加することとした。

図表 1 - 4 本実証の実施体制



図表 1 - 5 データを扱う主体、役割

カテゴリ	団体・部署	担う役割
総括管理主体	こども課こども支援班	各担当部局からのデータを組み合わせてアルゴリズム等を用いて人によるアセスメントの補助となる判定を行う部局。
保有・管理主体	こども課こども支援班 こども課こども家庭班 福祉介護課福祉班 教育委員会事務局学校教育課	教育・保育・福祉・医療等のそれぞれの分野に関するデータを保有する担当部局。
分析主体	こども課こども支援班 分析を担当する事業者	データを分析して総括管理主体が困難な状況にあるこどもを把握するためのアルゴリズム等を作成する。
活用主体	こども課こども支援班 こども課こども家庭班 福祉介護課福祉班 教育委員会事務局学校教育課	データの提供を受け人によるアセスメントやプッシュ型（アウトリーチ型）の支援につなげる。

1.5 本実証に要する費用

本事業に要した費用は下記のとおり。

図表 1 - 6 本実証の見積費用

No.	費用項目	費用概算（税込み）
1	データの取得に必要な経費（システムへのデータの入力費用、既存システムのデータ変換・抽出に必要な費用等）	3,102,000 円
2	データの連携・共有に必要な経費（本事業に係るシステムの整備・改修役務の費用、回線・アプリケーション等の利用料、関係機関等において連携したデータを利用するための端末費用）	5,095,200 円
3	本事業により把握した支援が必要な子どもや家庭を支援につなぐ際に必要な経費（データの受け渡しに要する費用や、本事業に特化したコーディネータ等の委託費等）	4,378,000 円
4	事業効果の評価・分析等に必要な経費（必要なデータの収集・分析費用やシステムの整備・改修役務の費用、分析ツールの導入費用）	3,630,000 円
5	その他の本事業の実施に必要な経費	6,666,000 円
合計		22,871,200 円

第2章 連携するデータ項目の選定・準備

2.1 データ連携に必要なデータ項目の検討・取得可能性調査

本事業においては、「基本連携データ項目」の活用を前提とし、各項目の管理主体及び管理方法を整理したうえで取得可能性について検討を行った。「基本連携データ項目」とは、『こどもデータ連携ガイドライン（素案）』（令和6年3月）で定義された18のデータ項目である。また本事業では、昨年度実証事業により関連が認められた2項目（No.19,20）を併せて活用する方針となっている。

また基本連携データ項目以外に、対象とする困難の類型である「ヤングケアラー、貧困、虐待、引きこもり、産後うつ、発達障害」に関連すると想定されるデータ項目を追加で収集・連携した。具体的に基本連携データ項目以外に追加で利用するデータ項目は、令和5年度実証事業でシステムへの取込対象となったものとした。

2.2 データ項目の選定結果

2.1 を踏まえて、本事業にて連携するデータ項目及び保存・管理主体は下記のとおり。

なお、本実証において活用するデータについては、校務支援システムを除き連携元システムのデータ保存期間に合わせて削除する想定である。校務支援システムは他システムと名寄せを行う際、複数年度のデータを保持することが難しいため、年度単位で管理する。

図表 2 - 1 基本連携データ項目の選定結果

No.	基本連携データ項目	利用有無	特記事項 (利用する場合の補足/利用できない理由等)	データ管理方法 (システム名等)	データ管理主体
1	要対協のケース進行管理台帳_ (こども氏名)	○		Excel	こども課
2	一時保護児童票_ (こども氏名)	△	自治体として全数を把握・管理はしておらず、把握できた情報のみを手入力し利用することとした。	-	こども課
3	3～4 か月児健診結果_健診受診日/1 歳 6 か月児健診結果_1 歳 6 か月児健診受診日/3 歳児健診健診結果_3 歳児健診受診日	○		健康管理システム	こども課
4	3～4 か月児健診アンケート_ (出来事) 家に残して外出/1 歳 6 か月児健診アンケート_ (出来事) 家に残して外出/3 歳児健診アンケート_ (出来事) 家に残して外出	○	従来は紙で管理されていたが、健康管理システムに入力できるようにした。(2. 3. 1 参照)	健康管理システム	こども課
5	3～4 か月児健診アンケート_ (出来事) 長時間食事を与えなかった/1 歳 6 か月児健診アンケート_ (出来事) 長時間食事を与えなかった/3 歳児健診アンケート_ (出来事) 長時間食事を与えなかった	○	従来は紙で管理されていたが、健康管理システムに入力できるようにした。(2. 3. 1 参照)	健康管理システム	こども課
6	3～4 か月児健診アンケート_ (出来事) こどもの口をふさいだ/1 歳 6 か月児健診アンケート_ (出来事) こどもの口をふさいだ	○	従来は紙で管理されていたが、健康管理システムに入力できるようにした。(2. 3. 1 参照)	健康管理システム	こども課
7	3～4 か月児健診アンケート_ (出来事) こどもを激しく揺さぶった/1 歳 6 か月児健診アンケート_ (出来事) こどもを激しく揺さぶった	○	従来は紙で管理されていたが、健康管理システムに入力できるようにした。(2. 3. 1 参照)	健康管理システム	こども課
8	1 歳 6 か月児健診結果_パーセンタイル値 (体重) /3 歳児健診健診結果_パーセンタイル	○		健康管理システム、校務支援システム	こども課、学校教育課

	値（体重）/児童生徒健康診断票情報_健康診断_体重				
9	精神障害者保健福祉手帳情報_主たる精神障害コード	○		SWAN 福祉総合システム	福祉介護課
10	障害児支援申請決定情報_受給者証番号	○		障害者総合支援システム	福祉介護課
11	出欠の記録_欠席日数	○		校務支援システム	学校教育課
12	遅刻日数	×		-	学校教育課
13	学校等でのアンケート・セルフメンタルチェック等の判定結果	△	学校でデータを取得していないため、代替指標として、校務支援システムの気付き情報や相談記録等を代替利用することとした	-	学校教育課
14	妊婦健診結果_受診日	○		健康管理システム	こども課
15	産婦健診結果_ EPDS 評価点数	○	従来は紙で管理されていたが、母子保健システムに入力できるようにした（2.3.1 参照）	健康管理システム	こども課
16	身体障害者手帳情報_資格状態コード/療育手帳情報_資格状態コード/精神障害者保健福祉手帳情報_資格状態コード	○		SWAN 福祉総合システム	福祉介護課
17	（生活保護）決定個人情報_開始年月日	○		Excel	福祉介護課
18	（児童扶養手当）支給情報_支給区分	○		紙媒体	こども課
19	虫歯の数	○		健康管理システム	こども課
20	母親の喫煙（妊産婦健診時アンケート等）	○		健康管理システム	こども課

図表 2 - 2 追加データ項目の選定理由 等

No	追加データ項目		利用有無	選定理由/ 選定しなかった理由	データ管理方法 （システム名等）	データ管理主体
1	住基、宛名情報	住基情報、宛名情報	○	令和 5 年度実証事業にてシステムへの取込対象となったため。	住民基本台帳システム 宛名管理システム	税務窓口課
2	保育・教育給付利用情報	こども子育て支援認定情報、こども子育て支援入所情報、こども子育て支援調定情報、学童保育認定情報、学童保育調定情報、施設等利用給付_給付認定状況・入所情報、施設等利用給付_給付認定状況、施設等利用給付_入所情報	○	同上	子ども・子育て支援システム	こども課
3	児童手当受給状況	児童手当情報	○	同上	児童手当システム	こども課
4	医療費助成	医療費助成資格情報	○	同上	医療費助成システム	こども課 福祉介護課

5	子育て支援センター利用状況	子育て支援センター利用者情報 子育て支援センター状況回数市内情報	○	同上	子育て支援センターシステム	こども課
6	虐待通告状況		○	同上	Excel	こども課
7	滞納（保育所保育料・学童利用料）	滞納情報（こども子育て支援・学童保育）	○	同上	収納消込システム	こども課
8	児童相談記録	相談内容情報	○	同上	福祉相談支援システム	こども課
9	母子手帳発行状況	母子手帳情報	○	同上	健康管理システム	こども課
10	健康診査受診状況	基本健診／一次、妊婦出産情報、出産の状態に係る情報、出産時情報	○	同上	健康管理システム	こども課
11	予防接種状況	予防接種	○	同上	健康管理システム	こども課
12	障害者手帳（身・精・療）有無	支給決定内容、障害支援区分、利用実績基本、利用実績明細、身体障害者手帳、精神障害者手帳・療育手帳所持者	○	同上	障害者総合支援システム	福祉介護課
13	介護サービス利用状況	介護資格、生活保護、受給者台帳、給付実績基本情報、給付実績明細情報	○	同上	介護保険システム	福祉介護課
14	校務情報	児童生徒基本情報、長期欠席者一覧表、健康診断結果一覧、歯科検診結果一覧、気付き情報	○	同上	校務支援システム	学校教育課
15	学齢簿	最新の就学情報、指定校変更情報、区域外就学情報、在籍学校履歴	○	同上	就学事務システムー学齢簿	学校教育課
16	就学援助認定状況	就学援助申請者情報	○	同上	Excel	学校教育課
17	福祉相談支援	事実上の世帯、現住所・連絡先、相談内容、相談種別、相談連絡先、相談緊急連絡先、相談関係機関、相談家族構成・生活状況、相談健康状態、相談虐待、相談資格・認定、相談経済・就労状況、支援情報、支援対応、支援方針、本人同意情報	○	同上	福祉相談支援システム	こども課

2.3 データの準備・加工

2.3.1 アナログ情報のデジタル化

従来、紙媒体で管理していたデータは次のとおりである。

- 3～4 か月児/1 歳 6 か月児/3 歳児検診アンケート
- 産婦健診結果：EPDS 評価点数

画面上でデータを入力するフォームを設け、紙ファイルで保存されているデータを職員が直接手入力することで活用できるようにした。その際、データを全件入力するのではなく、判定条件に該当するケースのみを対象とすることで、入力件数を少なくした。

データの手入力に際して、実際に開発をした画面の一例は下表のとおり。所見情報をもとに、困難の種類の判定結果を変更できるようにし、その際に変更理由を手入力できるようにした。

図表 2 - 3 来年度以降に予定するアナログ情報の活用方法

※図表 2 - 3 に記載の情報はサンプル用のテストデータであり、実在しないデータである

2.3.2 データの加工

データ連携にあたっては、主に以下の目的に対応するため、昨年度と同様にデータの加工を実施した。

- 【No.1】 データ連携
- 【No.2、3】 データ分析にあたってのクレンジング
- 【No.4】 安全管理措置

主な加工内容及びツールは次のとおり。

図表 2 - 4 データの加工内容

No	加工内容	ツール・手法
1	宛名番号・世帯コ	手作業

	ードの付与	氏名や生年月日の誤記により、名寄せ時にデータの不一致が発生した。不一致が発生したデータを一覧表の形式で抽出し、そのデータに該当する方が正しいかを各担当部署にて確認のうえ、「開成町こども見守りシステム」に取込んだデータへ宛名番号・世帯コードを手作業で付与を行った。
2	重複データの削除	手作業 判定のために取込んだデータで、同一人物のデータであると考えられるデータが複数存在する場合があった。そうしたデータについては、中身を細かく確認し、重複データを削除する対応を取った。
3	未入力データの整理	手作業 未入力が多いデータ項目はサンプルが不十分としてデータ分析・システム判定の対象とはしなかった。 また、複数のデータ項目を用いて、判定に使えるデータ項目を加工する際、必要なデータ項目が全て集まっていない場合は、当該データ項目は未入力という扱いにした（例：“開始日”のデータと“終了日”のデータから“期間”を示す場合、あるこどものデータで“開始日”があっても、“終了日”が未入力であれば、そのこどもについて“期間”は取れなかったこととする）。
4	マスキング	開成町こども見守りシステムに機能として実装 「ダッシュボード」機能上で個人情報等をマスキング（及びマスキングの解除）できる仕組みを構築した。

2.3.3 名寄せ

昨年度の実証にて既に名寄せを実施済の多くのデータは、本年度は追加データとして自動的に更新することができた。

一方で新規入力される住民については、昨年度同様の次の手順で名寄せを実施した。

図表 2 - 5 名寄せ手順

No	手順	作業概要
1	基本コード有無の確認	取込対象のデータテーブル毎に、基本コード（基幹系システム内で付与されている住民識別のためのコード）の有無を整理。
2-1	＜基本コード有＞ 宛名番号と世帯コードの付与	基本コードがあるデータテーブルについて、取込対象の全てのデータに宛名番号（こども毎に付与）と世帯コード（世帯毎に付与）を付与。
2-2	＜基本コード無＞ 宛名番号の付与	校務支援システムから取得したデータや Excel ファイルで管理されていたデータ等は、基本コードが付与されていない。それらは氏名（かな）と生年月日を使って名寄せを行い、宛名番号を付与。
3	マッチング	宛名番号をキーとして突合した。
4	目視確認	No.3 までの作業で名寄せが実施できなかったデー

		タについて、目視で確認し、宛名番号を手作業で付与した。
--	--	-----------------------------

2.4 その他、データの準備に係る諸課題への対応

組織として保有しているデータが少ないと判定ルールの検討等に支障が出るが、構造的に保有が難しいデータがある。例えば、乳幼児健診や産婦健診に係るデータは過去に遡ってデジタル化しなければ、実態に即したデータとならない。しかし、転入している場合などは遡ってもデータがないため、対応が難しい。また、一時保護歴についても児童相談所の所管が県のため、開成町は要対協のケース会議で得た一部の情報しか保有していない。本年度は保有している範囲で対応した。

第3章 判定基準の検討

3.1 判定基準の設計の過程

判定ルール of 検討にあたっては、昨年度の抽出結果・支援結果をふまえ、以下が課題として挙げられた。

- 取りこぼしが無いように幅広く抽出すると対象のこどもの人数が多くなり、業務の中で対応しきれない規模となってしまう
- 他方、抽出人数を絞ると、潜在層を拾い上げることが困難になる

上記課題を解決するに当たり、教育委員会・学校が保有するデータを加えることも検討していたが、本年度は基本連携データ項目の利用・検証を優先し、基本連携データ項目のなかで困難類型と関連性が高いと考えられるデータ項目について利用を検討した。

判定ルールの設計にあたっては、昨年度設計した判定ルールにより、6月から毎月、実データを用いて判定を行い、抽出されたこどもやその数をこども課の職員が確認し、開成町で把握している支援対象者の合致具合、所属への聞き取り結果や支援現場のキャパシティと照らし合わせて調整を行った。また、カンファレンスでの支援要否の議論結果や専門職の意見をもとにし、調整を実施した。

本年度新たに連携した基本連携データ項目は全ての項目を判定に利用することを前提に検討した。

検討過程では以下の課題・工夫がみられた。

- ヤングケアラーの判定においては、本人と家族のどちらに障がいがあるかを判断できる必要があり、条件を調整した。ただ、ヤングケアラーは現時点で見守りを行っている対象となる困難類型ではなく、その状態になっているか否かの判断について明確な基準がないため、判定ルールの調整が困難だった。
- 貧困の判定においては、抽出されるこどものほとんどが既に貧困に該当することが明確なこどもだったため、潜在層の抽出方法が課題となった。所得情報を使用することは税法上難しいため、所得を類推できる情報は申請が必要な助成金等になるが、潜在層は申請をしていない場合が多いと考えられ、潜在層の抽出に寄与しない。所得情報以外で潜在的な貧困層を把握する情報が現状見つかっていない点は課題である。
- 虐待の判定においては、当初の判定ルールで抽出されるこどものほとんどが要保護児童・要支援児童であった（要対協登録歴があることで抽出されていた）ため、潜在層の抽出が課題となった。対応としては、基本連携データ項目の3～4か月児健診／1歳6か月児健診／3歳児健診アンケートの結果、虫歯の有無（処置歯、未処置歯の有無）、母親の喫煙有無を加えることとした。虫歯の有無については、カンファレンスにて専門職より虫歯の有無よりも虫歯の治療有無や虫歯の本数が重要ではないかという意見があがった。これを受け、判定ルールに用いるデータ項目を未処置歯とした。

- 引きこもりの判定においては、当初の判定ルールで多くのこどもを抽出できるものの、そのほとんどは転入歴があるため抽出されている状況だった。そのため、転入歴の有無を判定する期間を1年に限定した。ただ、引きこもり（孤立）は現時点で見守りを行っている対象となる困難類型ではなく、その状態になっているか否かの判断について明確な基準がないため、判定ルールの調整が困難だった。
- 発達障害の判定においては、障害の有無を条件としており発達障害であることを限定するデータがなく、判定ルールの調整が困難だった。
- ひとり親等、世帯の情報は住基の世帯情報から類推するしかなく、実際に生活をともにしている家族を特定することが困難だった。
- 全困難類型に共通して、カンファレンスを通して潜在層の発見を試みたが難しく、判定ルールの検証が困難だった。

上記の検討の結果、最終的な判定ルールとしてカンファレンスや支援現場で対応可能な人数をふまえ、困難類型に1つ以上該当する児童が500名程度となるよう調整を行い、以下の基準を超えるこどもは「リスクを有するこども」と判定することとした。各困難類型での抽出人数については図表3-1のとおりである。

図表3-1 各困難類型の抽出基準と抽出人数

	ヤングケアラー	貧困	虐待	引きこもり	発達障害	産後うつ
基準	3点以上	2点以上	2点以上	1点以上	2点以上	2点以上
抽出人数	31人	72人	121人	227人	73人	106人

※判定に利用したデータ項目1つに当てはまる場合、1点として加算

閾値の設定にあたっては、100人単位で抽出されてしまうことが課題となった。ルールの工夫は上記のとおり行ったが、取りこぼしがないようにするという観点からもシステム判定による抽出人数は抑えすぎないようにし、人による絞り込みの際に絞り込みやすい機能（後述）を実装することで対応した。

3.2 判定基準に用いたデータ項目

導出した判定ルールに用いたデータ項目は、下記のとおり。

図表3-2 ヤングケアラーの判定に用いたデータ項目それぞれの採用理由

判定に用いたデータ項目	基本連携データ項目	判定に用いるために実施した処理	データ項目説明	判定に用いた理由
家族の発達障がい（身体障害者手帳情報_資格状態コード/療	○	18歳以下のすべてのこどもの情報から自分自身は障害者ではない（障害者手帳を所持していな	<レコードの有無> 該当の世帯の宛名番号の有無	世帯内に障害者がいるケースでは、そのこどもは障害者のケアが必要になること

育手帳情報_資格状態コード/ 精神障害者保健福祉手帳情報_資格状態コード)		いこども)を抽出 そのこどもと世帯番号を同じくするデータを当該テーブルから抽出		が多いため
家族要介護(受給者台帳_家族要介護)	×	有効期限内のデータの中で要介護認定状況コードが要介護1～5(11～15)の世帯のに属するこどものデータを抽出	<認定日付> 受給認定された日付 <認定開始年月日> 受給認定開始された日付 <認定終了年月日> 受給認定終了された日付 <要介護認定状況コード> 要介護のレベルに応じたコードを保有	要介護者がいる家庭のこどもは、ヤングケアラーになりやすい傾向があるため
ひとり親医療費助成(医療費助成資格情報)	×	資格区分=認定、事業名=「ひとり親」のデータをもつ世帯のこどもを抽出	<資格区分> 認定の有無を識別するフラグ <事業名> 医療支援の事業名	発達障害に該当している人の判別のため
多子家庭(統合宛名_多子世帯)	×	同一世帯内に3人以上の18歳以下のこどもがいるこどもを抽出	世帯番号 生年月日	多子世帯とヤングケアラーの相関があるため
児童扶養手当(児童扶養手当名簿_児童扶養手当)	○	喪失年月日・転出年月日・振込停止年月1・振込停止年月2に日付が入っているデータを除き、当該テーブルに値がある世帯のこどもを抽出	<レコードの有無> 該当の世帯の宛名番号の有無 <喪失年月日> 手当権利喪失の日付 <転出年月日> 転出した日付 <振込停止年月1> 振込が停止した場合の日付 <振込停止年月2> 振込が停止した場合の日付	当該手当の既受給者を把握するため

図表 3 - 3 虐待の判定に用いたデータ項目それぞれの採用理由

判定に用いたデータ項目	基本連携データ項目	判定に用いるために実施した処理	データ項目説明	判定に用いた理由
要対協登録歴 (要対協のケース進行管理台帳_ (こども氏名))	○	福祉相談システムの相談種別データから「要対協」のフラグがある人で、住民の方を抽出	＜要対協登録フラグ＞ 相談において、「要対協」に登録されている子どもかどうかを判断するためのフラグ	要対協登録者の識別
3～4 か月児健診結果_健診受診日/1歳6か月児健診結果_1歳6か月児健診受診日/3歳児健診健診結果_3歳児健診受診日	○	判定バッチ実行時に受診対象だったこどもで受診していない(値が入っていない)こどもを抽出 住民になった日> 検診受診日の場合は以前受けている可能性もあるので除外	＜住民になった日＞ 住民登録された日 ＜検診受診日＞ 検診を受診した日	検診未受診者の識別
3～4 か月児健診アンケート_ (出来事) 家に残して外出/1歳6か月児健診アンケート_ (出来事) 家に残して外出/3歳児健診アンケート_ (出来事) 家に残して外出	○	当該項目の FLG=1 の値をもつ親の世帯のこどもを抽出	＜健診アンケート (家に残して外出)＞ 当該アンケートに該当するか否か	当該アンケートに該当する人は問題をかかえている可能性あり
3～4 か月児健診アンケート_ (出来事) 長時間食事を与えなかった/1歳6か月児健診アンケート_ (出来事) 長時間食事を与えなかった/3歳児健診アンケート_ (出来事) 長時間食事を与えなかった	○	当該項目の FLG=1 の値をもつ親の世帯のこどもを抽出	＜健診アンケート (食事不供与)＞ 当該アンケートに該当するか否か	当該アンケートに該当する人は問題をかかえている可能性あり
3～4 か月児健診アンケート_ (出来事) 子どもの口をふさいだ/1歳6か月児健診アンケート_ (出来事) 子	○	当該項目の FLG=1 の値をもつ親の世帯のこどもを抽出	＜健診アンケート (口ふさぎ)＞ 当該アンケートに該当するか否か	当該アンケートに該当する人は問題をかかえている可能性あり

どもの口をふさいだ				
3～4 か月児健診アンケート_（出来事）子どもを激しく揺さぶった/1歳6か月児健診アンケート_（出来事）子どもを激しく揺さぶった	○	当該項目の FLG=1 の値をもつ親の世帯のこどもを抽出	< 健診アンケート（揺さぶり）> 当該アンケートに該当するか否か	当該アンケートに該当する人は問題をかかえている可能性あり
虫歯の数（1歳6か月健診_未処置の虫歯/3歳児健診_未処置の虫歯/歯科検診結果一覧_児童生徒の未処置歯）	○	1歳6か月児健診・3歳児健診を受診した子どもで、「未処置のむし歯」に0以外の数値が記載してあるこどもを抽出 また、学校における児童生徒等の歯科健診において「無処置歯数」がある、かつ、乳歯・永久歯の処置歯がいずれも0のこどもを抽出	< 未処置のむし歯> 未処置のむし歯の本数	虫歯数が一定以上のこどもは虐待の可能性があるため
児童虐待相談あり（児童相談記録_相談内容情報）	×	種別細目 = '児童虐待相談'のデータをもつ世帯のこどもを抽出	< 種別細目 > 相談内容に応じた分類名	当該分類での相談を受けた人を識別し、判定の要素とするため
児童相談／養護相談あり（児童相談記録_相談内容情報）	×	相談の分野 = '児童相談'のデータを持つ世帯のこどもを抽出	< 相談の分野 > 相談内容に応じた分類名	当該分類での相談を受けた人を識別し、判定の要素とするため

図表3 - 4 引きこもりの判定に用いたデータ項目それぞれの採用理由

判定に用いたデータ項目	基本連携データ項目	判定に用いるために実施した処理	データ項目説明	判定に用いた理由
小中学校の欠席日数（出欠の記録_欠席日数）	×	欠席数（年間累計）が30日以上の子どもの抽出	< 欠席数（年間累計）> 累計欠席日数の値	長期欠席者はなんらかの問題をかかえているケースが多いため
転入歴（統合宛名_住民となった事由	×	統合宛名の住民となった事由（resident_reason）が2：転入のデータを抽出。就学児童（年度年齢6歳以上）かつ、転入日は直近1年以内のものに絞る	< 住民となった事由 > 住民登録理由コード	転入直後は孤立しがちであるため
不登校相談あり（相談種別_不登校相談）	×	種別細目 = '不登校相談'のデータをもつ世帯のこどもを抽出	< 種別細目 > 相談内容に応じた分類名	当該分類での相談を受けた人を識別し、判定の要素とするため

図表 3 - 5 発達障害の判定に用いたデータ項目それぞれの採用理由

判定に用いたデータ項目	基本連携データ項目	判定に用いるために実施した処理	データ項目説明	判定に用いた理由
本人の発達障がい（精神障害者保健福祉手帳情報_主たる精神障害コード）	○	(精)手帳番号及び(知)手帳番号のいずれかが NULL でない人を抽出	<(精)手帳番号> 該当種別の手帳を保持する人は、ここに番号が記載あり <(知)手帳番号> 該当種別の手帳を保持する人は、ここに番号が記載あり	発達障害に該当している人の判別のため
本人の障害児支援受給者証（障害児支援申請決定情報_受給者証番号）	○	障害児支援受給者証の発行歴があり、「知的障害」と「精神障害」と「障害児」FLG＝1が入力されているこどもを抽出。	<障害児 FLG> 該当する障害種別を判別するためのフラグ	発達障害に該当している人の判別のため
特別支援学級在籍有無（学齢簿_最新の就学情報）	×	特別支援フラグが'1'のデータ（特別支援学級に在籍）を抽出	<特別支援> 特別支援学級に在籍しているかどうかのフラグ	特別支援学級に通っている人の識別のため
障がい者医療費助成（医療費助成資格情報）	×	資格区分＝認定、事業名＝「障害者」のデータをもつ世帯のこどもを抽出	<資格区分> 認定の有無を識別するフラグ <事業名> 医療支援の事業名	発達障害に該当している人の判別のため
障がい者相談有無（相談内容_相談の分野＝'障害者'）	×	相談の分野＝'障害者'のデータを持つ世帯のこどもを抽出	<相談の分野> 相談内容に応じた分類名	当該分類での相談を受けた人を識別し、判定の要素とするため

図表 3 - 6 産後うつの判定に用いたデータ項目それぞれの採用理由

判定に用いたデータ項目	基本連携データ項目	判定に用いるために実施した処理	データ項目説明	判定に用いた理由
妊婦健診未受診（妊婦健診結果_受診日）	○	開成町で生まれたこどもの親で、妊婦健診1回目～14回目のデータに値がない人	<「出産の状態に係る情報」の出産日> 出産した日付	判定には用いず、参考にとどめる
エジンバラ産後うつ病調査票_EDPS 高得点	○	EPDS の値が 9.0 以上を抽出	<EDPS> 測定時の点数	産後うつの判定基準のため
3～4 か月健診_健診未受診/1 歳 6 か月健診_健診未受診/3 歳児健診_健診未受診	○	健診未受診(3 か月)・(1.5 歳)・(3 歳)のそれぞれの判定を行い、そのいずれかに該当する人を抽出	<住民になった日> 住民登録された日 <検診受診日> 検診を受診した	すべての検診を未受診の場合、問題をかかえている可能性あり

			日	
--	--	--	---	--

3.3 判定基準の特徴

開成町で採用した判定ルールは加点方式のロジックで、統計的な知識がなくとも理解しやすい。これにより説明がしやすく、関係者も理解がしやすい。実際に、日頃システムに触れていない専門職のカンファレンスメンバーも、1回の説明で仕組みを理解することができ、カンファレンス中にロジックの精度を向上させるための議論をすることができた。また、具体的にどのような項目が抽出に寄与したかが把握しやすく、支援要否や支援内容の検討時に参考としやすいことも利点である。

一方、抽出人数が多くなりすぎる傾向があり、潜在層を拾い上げながら業務で対応しきれる規模の人数を抽出することが難しい。加点方式のロジックで精度高く潜在層を拾い上げるためには、データ項目の追加やデータ項目間での重みづけを検討する必要がある。

第4章 個人情報の適正な取扱いに係る整理

4.1 個人情報授受に係る法的整理

4.1.1 個人データ連携に関係する関係部署及び連携フロー

本実証においてデータ連携する関係部署は下記のとおり。こども課こども支援班が「総括管理主体」、こども課こども支援班及び分析を担当する株式会社内田洋行が「分析主体」、こども課こども支援班、こども課こども家庭班、福祉介護課福祉班、教育委員会事務局学校教育課が「活用主体」としてデータのやり取りを行った。

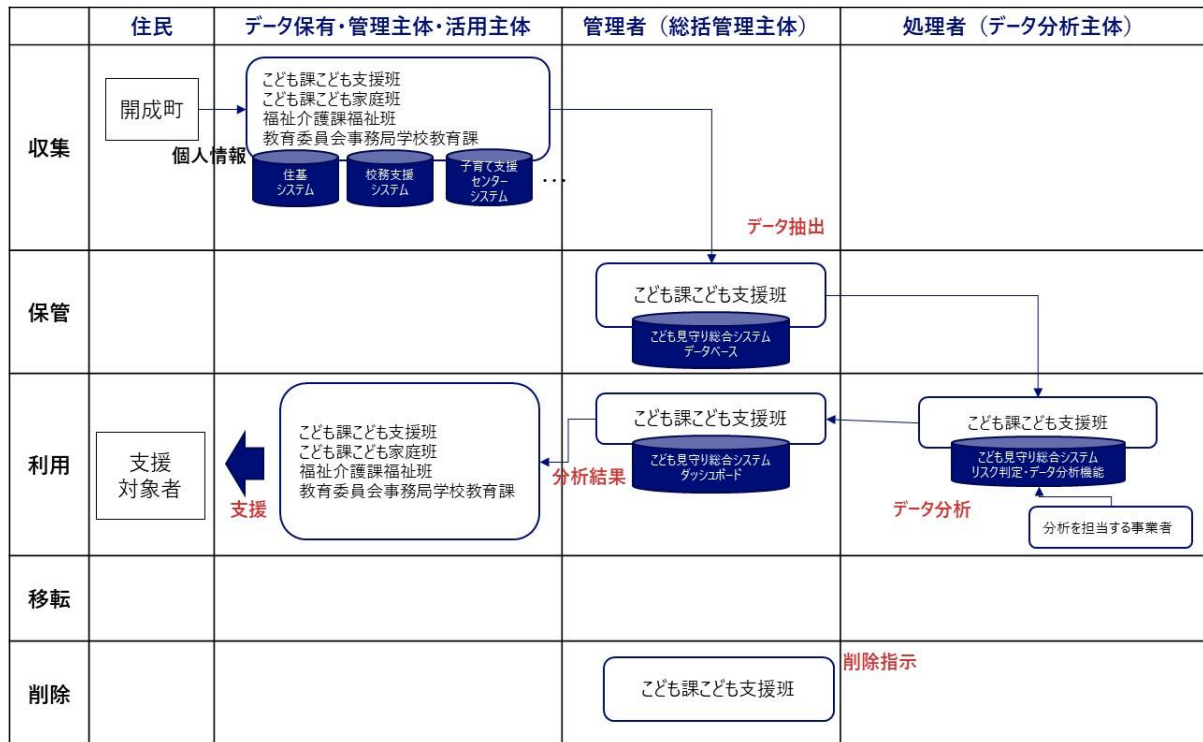
また、本実証において個人情報保護に関する責任部門は「こども課こども支援班」、責任者は「総括管理責任者のこども課長」と定義して推進した。

図表 4 - 1 実証事業でデータ連携する関係部署及び体制（再掲）

カテゴリ	団体・部署	担う役割
総括管理主体	こども課こども支援班	各担当部局からのデータを組み合わせてアルゴリズム等を用いて人によるアセスメントの補助となる判定を行う部局。
保有・管理主体	こども課こども支援班 こども課こども家庭班 福祉介護課福祉班 教育委員会事務局学校教育課	教育・保育・福祉・医療等のそれぞれの分野に関するデータを保有する担当部局。
分析主体	こども課こども支援班 分析を担当する事業者	データを分析して総括管理主体が困難な状況にあるこどもを把握するためのアルゴリズム等を作成する。
活用主体	こども課こども支援班 こども課こども家庭班 福祉介護課福祉班 教育委員会事務局学校教育課	データの提供を受け人によるアセスメントやプッシュ型（アウトリーチ型）の支援につなげる。

上記各部門よりデータを連携し、本実証を実施した。データの連携フローは下記図表のとおり。こども課こども支援班、こども課こども家庭班、福祉介護課福祉班、教育委員会事務局学校教育課が保有するデータを、分析主体であるこども課こども支援班に提供し、受領したデータ及び判定ルールを用いて判定を行った。判定結果はこども課こども支援班より、こども課こども家庭班、福祉介護課福祉班、教育委員会事務局学校教育課に提供した。なお、支援主体となりうる学校の教員や外部団体にどのようなデータを渡すかは検討中だが、支援が必要となった段階で開成町要対協に登録し、情報共有を行う想定である。

図表 4 - 2 個人データ処理の業務フロー図



4.1.2 法的整理の進め方・体制

法的整理については、主に本実証事業における主管課であるこども課こども支援班、個人情報保護関係事務を所掌する総務課総務班にて、連携するこどもに関するデータを保有する関連部署等と協議しながら整理を進めた。加えて、本年度は弁護士と連携し庁内での整理の確認を行った。弁護士に対しては以下の点について、意見を求めた。

- 本事業を来年度以降に本格運用させ、恒常的に運用を続けていく場合に必要な法的整理・対応は何か。
- 予防的段階（本事業）での関係者間での情報共有や調査、要対協を活用した関係者との連携方法について、児童福祉法及び虐待防止法等の法令や、既存の制度上での法的整理をどのように行ったらよいか。
- 本事業で実際に支援にあたる際や所属機関への聞き取りを行う際に、プライバシーの観点からどのようなことに配慮したらよいか。
- 町民への周知方法で有効な手段は何か。

4.1.3 法的整理の結果

上記の検討をもとに、本年度は以下のように整理した。

1. データ収集時

実証事業の期間においては、「相当の理由」に基づく臨時的な目的外利用（個人情報保護法第69条第2項第2号、3号）に基づくデータ取得であると整理した。具体的には、町長部局内で保有するデータについては、個人情報保護法第69条第2項第2号に基づく目的外利用と整理した。

町長部局外の行政機関に提供をするデータについては、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号に基づく目的外利用と整理した。

「相当の理由」に基づく臨時的な目的外利用と整理するにあたって、以下を確認した。

- (1) 支援が必要な子どもや家庭を早期に把握し、支援につなげる際の迅速性、正確性、網羅性をより高める可能性がある公益性のある取組であること。
- (2) 改めて本事業に取り組むに当たり特定した利用目的で新たに取得する個人情報の利用または提供により、本実証事業が運用できるようになるまでの臨時的な利用または提供であること。
- (3) 利用または提供を行う個人情報は、要支援と思われる子ども等を支援につなげるために必要な限度としており、児童虐待防止法第 13 条の 4 及び児童福祉法第 10 条第 1 項に基づく利用または提供と同様としていること。
- (4) 安全管理措置等を講ずることにより、本人または第三者の権利利益を不当に侵害する恐れがない取組であること。

2. データ活用時（データ分析）

1 と同様の整理とした。

3. データ活用時（支援策検討）

1 と同様の整理とした。

4. データ活用時（支援策実施）

実証事業の期間においては、基本的に 1 と同様の整理とした。

要対協に登録する場合は法令に基づく目的外提供（個人情報保護法第 69 条第 1 項）に基づくデータ提供であると整理する。根拠法令は児童福祉法第 25 条及び第 25 条の 2 である。

4.2 個人情報等の取扱いにおける手続き上の留意点

4.2.1 実証事業における個人データ管理体制

1. 個人情報ファイル簿の作成

個人情報の適正な管理と、住民等が自己の個人情報の利用実態を的確に認識することができるようにするため、本実証事業で取り扱う個人情報に対しては個人情報ファイル簿を作成し、令和6年7月にHPに公開した。

参考：<https://www.town.kaisei.kanagawa.jp/Info/1875>

2. 個人情報の取扱いの委託等

こども家庭庁「こどもデータ連携ガイドライン（素案）」の「4.4 個人情報の取扱いの委託等」を参考にしながら「令和6年度開成町こどもに関するデータ連携による支援実証事業業務委託に係る協定書」を締結し、個人情報の取扱いに関する事項を明記した。システム開発・運用事業者にて、検証等を行う必要がある場合は、収集したデータにマスキング等の処置を実施する。

3. 安全管理措置（組織的、人的、物理的、技術的）

① 組織的安全管理措置

個人情報の適正な取扱いについて総括管理する総括管理責任者（こども課長）、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる管理責任者（総務課長）を設置した。また、本実証事業で構築する「開成町こども見守りシステム」へのアクセス権限は、総括管理主体及び活用主体の特定の担当職員のみが付与する。

② 人的安全管理措置

総務課にて個人情報や情報システムを取り扱うこととなる職員に対して、情報セキュリティ研修を実施している。

③ 物理的安全管理措置

連携するデータは、各システムから CSV ファイル等を生成し、こども家庭センター内のマイナンバー利用事務系端末に集約し、管理している。マイナンバー利用事務系端末は、インターネットから遮断されたマイナンバー利用事務系ネットワークに接続され、本端末へログインする際は二要素認証（静脈及びパスワード）を要する。なお、本実証事業で連携対象としているシステムのほとんどがマイナンバー利用事務系ネットワークに配置されているが、一部データはスタンドアロン環境である子育て支援センターシステム、一部 Excel 管理データで管理されている。これらのデータを「開成町こども見守りシステム」へ連携する際は、総務課より認証を受けた USB を使用してマイナンバー利用事務系端末に取込を行うことを昨年度までは実施していたが、紛失による情報漏えいのリスクを無くすために、パスワードを付与したオンラインストレージの活用に変更した。昨年度は校務系ネットワークに配置されている校務支援システムについても、同様に対応をしていたが、本年度はベンダー間の調整によりマイナンバー利用事務系ネットワー

クに配置されている教育委員会端末から取り出しができるようになったため、よりセキュリティに配慮して取り組めるようになった。

④ 技術的安全管理措置

マイナンバー利用事務系端末は資産管理システムによりアクセスログの収集や監視が実施されており、問題発生時に原因を特定できるようにしている。

4. 開示、訂正、利用停止請求への対応

個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示請求等については、「開成町個人情報保護制度」において具体的な事務手続きが定められており、関連法令及び当該制度に基づき対応することを想定している。

5. 自己点検・監査

全職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年実施している。また複数の部署に対する情報セキュリティ監査も毎年実施しており、個人情報の管理状況から紙の保管場所などの物理セキュリティ含め全てが監査の対象となっている。

4.3 プライバシーの保護への対応に関する主な体制/取組

1. プライバシーガバナンス

本実証において個人情報保護に関するプライバシー保護責任者は総括管理責任者のこども課長であると定義して推進した。

2. プライバシーに対する取組

個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施要綱及び実施要領において、総括管理責任者、副総括管理責任者、管理責任者の職を置くこと、及びその職務を規定した。

3. プライバシー評価（実施有無と今後の方針）

本年度、開成町では弁護士と連携し、プライバシーリスクの分析・評価を行うことを検討した。しかし、本年度はまだ実証段階であることから住民への周知は来年度以降に行うこととしたため、それに伴うプライバシー評価についても来年度以降検討することとした。

第5章 システムの構築

5.1 システムの概要及びデータ連携方式(システム構成)

5.1.1 システムの概要

本実証事業において、構築・活用したシステムの概要は下表のとおりである。

図表 5 - 1 システムの概要

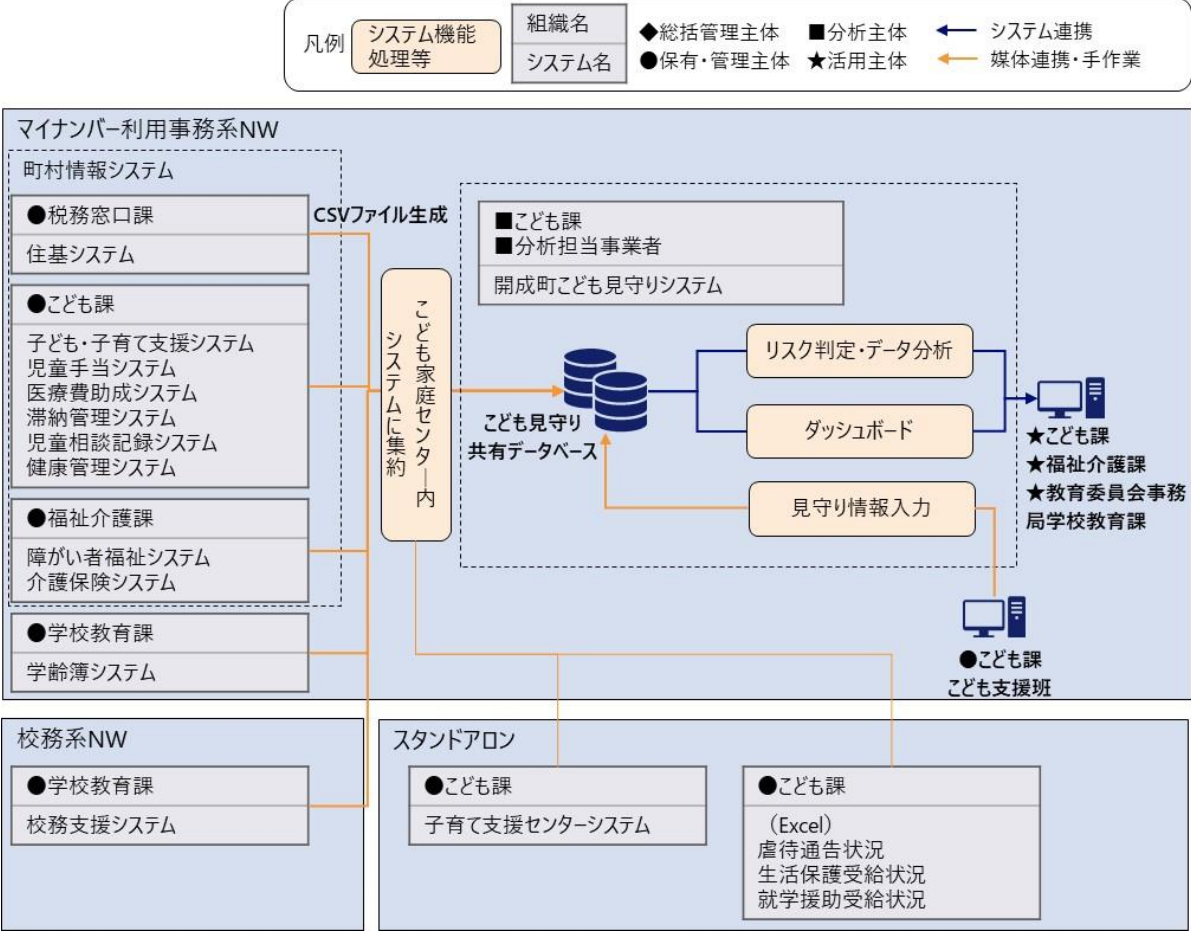
システム名	開成町こども見守りシステム
機能概要	・ こども家庭センターを核として、各部署（各機関）が保有するこどもに関するデータを連携し、システム判定、支援やリスクの分析・可視化をシステム化した「開成町こども見守りシステム」を構築する。 ・ 「開成町こども見守りシステム」において、分析ツール等による情報の整理・分析を行い、ハイリスクとなる可能性のあるこどもを事前予測し、ケースワーカー、保健師、スクールソーシャルワーカー等による早期の適切な支援を目指す。 ・ リスク予測を踏まえ、重篤な事象が発生する前に予兆を捉え、予防的にプッシュ型の支援を実現する。
システム企画の設計に当たり留意・工夫した事項、システムの特徴等	・ データの見える化を行い、検証モデルとアラート条件の設計を行う。 ・ 予測分析するために、公的サービス等による支援を十分に受けていないこども・家庭の中から、アラート条件に該当する可能性がある対象を予測して抽出・検証し、検証モデルを検討する。 ・ 職員への説明会を行い実際に利用しながら評価・改善をして創り上げていくことを想定している。

5.1.2 データ連携方式及びシステム構成

「開成町こども見守りシステム」はマイナンバー利用事務系ネットワーク内に構築している（図表 5 - 2）。連携元のシステムからのデータ連携にあたっては、CSV ファイルを生成する。校務支援システムから連携するデータ等、一部は Excel ブックの形式で出力されるため、CSV ファイルへの変換を行った。データは 1 年に 1 回、媒体連携・手作業にて「開成町こども見守りシステム」のこども見守り共有データベースへ集約・連携している。自治体内のシステムで完結しており、連携時にデータのマスクングは行っていない。

なお、校務支援システムのデータは、昨年度は学校に出向いて所定の USB で抽出していたが、本年度はベンダーの調整によって教育委員会端末から抽出できるようにした。

図表 5 - 2 本年度の実証に係るシステム構成



5.2 システムによるデータ連携機能及び判定機能の構築

5.2.1 データ連携機能及び判定機能とその活用方法

システム上の主要なデータ連携機能、判定機能と、関係者による活用方法は下記のとおり。

図表 5 - 3 主要なデータ連携機能及び判定機能

No.	機能名	機能概要
1	共通機能	- 各システムから出力されたデータを「開成町こども見守りシステム」で利用した形に加工したデータベースで一元管理する機能を提供する。 - 各システムから出力されたデータを「開成町こども見守りシステム」のダッシュボードで確認する機能を提供する。 - システムで支援が必要と判定された（もしくは支援が必要な可能性がある）属性をもつ18歳以下のこども及びその同一世帯の人を自動抽出し、「開成町こども見守りシステム」のダッシュボードで確認する機能を提供する。

2	データ連携機能	「開成町こども見守りシステム」では、「こども見守り共有データベース」に import された各テーブルに対し、「統合宛名テーブル」の基本4情報などの個人を識別できる項目を利用して紐づけし、宛名番号と世帯コードを共通キー項目として付与する機能を提供する。
3	データ登録・更新機能	- 各業務システムから手動出力された CSV ファイルをもとにして「こども見守り共有データベース」に追加する取込バッチ処理機能を提供する。 - 校務システムからのデータに関して学校毎に分かれたファイルを統合するため、バッチ処理において学校コードを付与する機能を提供する。
4	判定機能	- 取込んだ各テーブルの情報をを用いて、属性判定要素の情報を抽出する機能を提供する。 - 属性情報判定結果に対し、入力ダイアログから判定結果の値を変更可能にするとともに、補足コメントを記載する機能を提供する。
5	データ検索機能	- 複数の属性判定要素の判定値を組み合わせ、属性情報判定結果としてダッシュボードに表示する機能を提供する。 - 特定の属性情報を持つこどもや親を絞り込みする機能を提供する。
6	データ参照機能	絞り込んだこどもや親の詳細情報を確認できるよう、宛名番号もしくは世帯コードをキーとして、取込んだシステムのダッシュボードに遷移する機能を提供する。

図表 5 - 4 判定機能の閲覧・活用方法

No.	活用主体	活用目的	活用方法
1	こども課	判定結果のダッシュボード（全体の概要/詳細）を確認し、カンファレンス対象世帯の検討及び支援の検討を行うため。	マイナンバー利用事務系 NW 内に設置された端末からアクセスする。

5.2.2 実装における工夫及び今後の課題

各システムで管理されているデータを全て自動連携するのは費用対効果が低いため、全項目について画面上で手入力できるよう改修した。特に基本連携データ項目の一部項目（一時保護歴など）は手入力の方が適していると考える。データ項目以外にも、システム判定結果に対する評価や実際に行った支援策等の情報も登録できるようにした。

今後の課題としては、外部データソースとの連携強化・ユーザーインターフェースの改善、基幹システムの標準化対応に改修等が必要だと考える。標準化対応に伴う改修については、基幹システムから仕様変更案を受領し、改修が必要な箇所の精査及び改修を進めているが、現在連携し

ているデータのほぼ全てに影響があることが判明しており対応にかかる費用・工数が大きいことが課題である。なお、標準化対応後の連携データに何を利用するかを検討は下表のとおりで EUC 機能を利用することとした。

図表 5 - 5 連携データに関する検討観点と結果

連携データ 検討観点	基本データリスト	機能別連携仕様で定められたデータ集合	EUC 機能で出力したデータ項目
項目定義の有無	○:あり 標準仕様に準拠。	○:あり 標準仕様に準拠。	△ 具体的な項目定義なし。
職員が出力できるか	○ 職員が手動で出力可能。	△ 職員が手動で出力可能 ※ただし、オブジェクトストレージから直接取得する機能が必要。	○ 職員が手動で出力可能。
差分抽出の自由度	△ 常に全件出力。	△ 差分出力は可能だが、開成町こどもデータ連携用の出力ができるか不明。	○ 任意の差分出力が可能。
その他	・今後のバージョン変更によりレイアウトが変わる。	・今後のバージョン変更によりレイアウトが変わる。	・医療費助成等、標準化対象外業務は EUC 機能で利用できる ・データ出力形式はユーザー毎に設定できる。

第6章 データ連携により把握したこども等を支援につなげる取組

6.1 システムによる判定の結果

0～18歳の町民 3,319 名（ヤングケアラーのみ 6～18 歳の町民 2,379 名）に対し、システム判定処理を実施した。判定の結果はダッシュボードに一覧で表示され、それぞれの困難類型においてリスクを有するこどもに該当した人数は以下のとおりである。

図表 6 - 1 システムによる判定の結果

目的変数（困難類型）	判定結果：リスクを有するこども
ヤングケアラー	34 名
貧困	67 名
虐待	141 名
ひきこもり	227 名
発達障害	73 名
産後うつ	112 名

※複数の困難類型に該当するこどももいるため重複あり

抽出された児童の特徴として、要保護児童対策地域協議会に登録されているこどもが 87 名含まれた。また、要保護児童対策地域協議会には登録されていないが、こども課と福祉介護課で既に関わりのあったこどもが 161 名含まれていた。

6.2 支援に向けた人による絞り込み

6.2.1 人による絞り込みの方法

昨年度実証事業では人による絞り込みを本格的に実施することはできなかったため、本年度改めて人による絞り込みのプロセスについて検討した。こども課で検討したプロセスについて、8月に実施した初回カンファレンスにて、カンファレンスのメンバーである専門職から意見をもらい、プロセスを確定させた。具体的には、以下のような改善を行った。

- システムによる判定結果を児童相談等の一つとして受理し、人による絞り込みを開始することとした
- 専門職による支援ののちに関係機関の支援をする整理としていたが、専門職による支援と同時並行で関係機関との支援を実施する流れとした
- 当初は毎月 10 人をカンファレンスの対象とする予定だったが、同一世帯に複数のこどもがいる場合には一緒に検討をした方が良いというメンバーの意見を踏まえ、10 世帯とした（なお、関係課の負担を考慮し、実際には 5 世帯を対象とした）

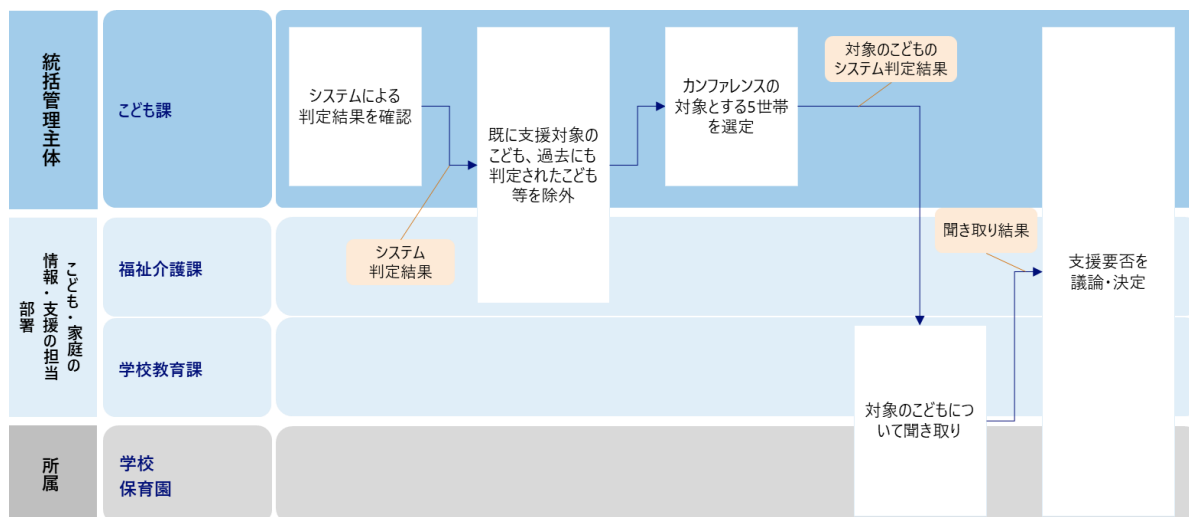
本年度の人による絞り込みは、下記のとおりのプロセスで実施した。

1. こども課と福祉介護課により、既に支援対象のこども（①要保護・要支援児童、②健診後フォローアップ対象者、③障害児サービス利用者）、過去にも判定されたこども等を除き、本事業で支援を検討すべき対象を絞り込む
2. こども課が点数、判定ルールに用いるデータ項目全体における該当数、所属を考慮してカンファレンスで議論するこどもを 5 世帯のこどもに絞り込む。基本的には点数が高い順に選ぶが、所属への負担が特定の課に偏らないよう調整をする。また、本年度は実証の観点から、取得可能な情報が多く人数が多い世帯を優先して対象とした。
3. カンファレンスの対象となるこどもの所属を管轄する課（こども課、教育委員会事務局学校教育課、福祉介護課）に対し、所属への聞き取りを依頼する。その際、当該児童が該当したデータ項目を共有する。
4. 所属から聞き取った情報をもとに、カンファレンスでこども課、保健師、ケースワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士）、指導主事、SV（こども家庭センタースーパーバイザー）が支援の必要性を議論する。カンファレンスでは 5 世帯（10 名程度）のこどもについて、1 時間～1 時間半かけて検討する。
5. 議論の結果、以下に分類する
 - (ア) 支援不要：現時点では所属からの聞き取り結果にリスクが見られない
 - (イ) 要支援：所属からの聞き取り結果に明らかなリスクが見られ、支援が必要な状態のため、支援を検討する
 - (ウ) 調査継続：現時点では所属からの聞き取り結果にリスクは見られないが、支援が必要な状態に近い、継続して情報収集を行う
 - (エ) 経過観察：システム抽出で該当するとされた困難類型に関わる懸念点は所属から得られなかったが、別の困難類型に該当しうるような情報が見られるため、継続して点数

の変化や状況を見守る

- 調査継続や経過観察と判定したこどもについては、後日改めてカンファレンスで議論を行う

図表 6 - 2 人による絞り込みの詳細プロセス



なお、人による絞り込みにあたっては、当該児童が該当したデータ項目に加え、以下の所属から聞き取った情報を用いた。追加的に収集する情報はこども課で専門職の意見を参考に決定した。

図表 6 - 3 人による絞り込みのために所属から追加的に収集・利用したデータや情報

データ・情報	人による絞り込みに用いた理由
家族構成	世帯の実態はデータからは分からないため
所属	所属の有無を明確にするため
欠食/集団適応力/学力/家庭環境/人間関係（友だち・保護者）/親子関係/発達・発育/子育て不安に係る気付きの有無	こどもの健康、行動、感情、学習といった全面的な評価を行うため。
上記気付きの具体的な内容	
こどもの様子（※日頃の様子）	上記チェック項目以外でも、日頃のこどもの様子から虐待を疑う所見が多いため
親の様子（※印象、気になる点）	学校が親との関わり状況があるのか把握することで、支援内容を検討しやすくなるため
所属で困っている事	所属が感じている困難が当該児童の抱える困難を表していることが多いため

本年度開成町が実施した人による絞り込みの特徴・長所としては以下が挙げられる。

- こども課と福祉介護課により既に支援対象のこどもを対象から除外することで、潜在層をカンファレンスの対象としやすくなる。
- こどもや保護者の様子を所属から聞き取ることで、絞り込みの精度を上げられる。
- 所属への聞き取りを確認リスト（図表 6 - 3）により行うことで、聞き取り内容にばらつき

きが出にくい。かつ、日ごろから所属が確認リストに掲載しているような観点でこどもを見るようになり、早くリスクの兆候をキャッチできるようになる。

また、副次的な効果として、以下が挙げられる。

- 様々な専門職と総括管理主体で絞り込みを検討することで、専門職の意見をシステムに反映しやすい。
- 普段ひとりで悩みがちなケースワーカーなどの支援主体が、他の支援に関わるメンバーから多角的に意見を聞ける。
- 従来は問題が生じてから対応方法を議論しているメンバーが、改めて予防の観点で議論できる。
- 毎月カンファレンスを実施することで、メンバー間の関係値が高まり、支援につなぐ際の連携が円滑になる。

他方、本年度の判定ルールでは多くのこどもが同点数で並ぶため、既に支援対象のこどもを除外しても 300 名程度のこどもが候補に残る場合もあった。そのため、カンファレンスの対象とするこどもを選定するのに多くの日数がかかった。この点については、絞り込みを支援する機能として、こどもの所属と判定ルールに用いるデータ項目全体における該当数を画面に表示するようにしたことで、1 日で選定が可能になった。特に、困難類型において同点数で多くのこどもが並んだ際に選定基準をデータ項目全体における該当数としたことで、選定を担当する職員の心理的負担も軽減された。

また、課題として所属への聞き取りに係る負担が挙げられる。カンファレンスでの議論に資する丁寧な聞き取りができるよう、対象とするこどもの数を制限することとした。本年度はカンファレンスでの議論に要する時間も考慮し、1 回のカンファレンスで対象とするこどもは 5 世帯とした。加えて、所属が偏らないようにカンファレンスの対象とするこどもを選定することとした。本格運用に向けては、所属及び所属を管轄する課の対応可能な聞き取り人数を考慮して、カンファレンスの対象とする人数・世帯数を調整していく必要がある。

6.2.2 人による絞り込みの結果

開成町では8月より毎月カンファレンスを行い、計 47 人について人による絞り込みを行った。結果は以下のとおり。なお、開成町では困難類型はあくまで支援要否検討のきっかけとし、人による絞り込みの際にシステムによる判定結果は参照するものの、所属への聞き取りをもとに対象のこども・家庭が抱える困難が何かを検討する。そのため、下記では困難類型別ではなく全体での人数を記載する。

図表 6 - 4 調査結果一覧

	カンファレンス対象	カンファレンス結果			
		支援不要	調査継続	経過観察※	要支援
8 月	5 名 (3 世帯)	4 名 (2 世帯)	1 名 (1 世帯)	—	0 名
9 月	6 名 (5 世帯)	5 名 (4 世帯)	1 名 (1 世帯)	—	0 名

10月	7名（5世帯）	5名（4世帯）	0名	2名（1世帯）	0名
11月	9名（5世帯）	2名（2世帯）	5名（2世帯）	2名（1世帯）	0名
12月	11名（5世帯）	8名（4世帯）	0名	0名	3名（1世帯）
1月	9名（5世帯）	3名（3世帯）	3名（1世帯）	0名	3名（1世帯）
合計	47名（28世帯）	27名（19世帯）	10名（5世帯）	4名（2世帯）	6名（2世帯）

※経過観察は10月より分類として追加

調査継続・経過観察・要支援と判断した事例については以下のとおり。

図表6-5 調査継続・経過観察・要支援事例

結果	システム判定の結果	カンファレンスでの判断理由
調査継続 (10名)	虐待（1名）	児童福祉相談に記録があり困難類型では虐待にポイントが加算された。友人関係でトラブルがあるものの、虐待の危険性があることが判断できなかったため、調査継続となった。
	引きこもり（1名）	得られた情報では虐待の危険性があるか判断できなかったため、調査継続となった。
	貧困（2名）	得られた情報では虐待の危険性があるか判断できなかったため、調査継続となった。
	引きこもり（3名）	姉弟のうち、学齢期のこどもが学校内で落ち着きがなく、学校側から親へ医療機関への受診勧奨されていた。受診の有無を確認するために調査継続と判断した。
	引きこもり（3名）	未就学児の姉弟で、母親がワンオペ状況であるが、保育園の入園申込されている。入園の状況で支援の必要性について判断することになった。
経過観察 (4名)	貧困（2名）	兄弟のうち、学齢期のこどもに学校への行滞りが見られたため、引きこもりに該当する可能性があった。
	貧困・ヤングケアラー（2名）	兄弟のうち、小学生のこどもが学校内で問題行動があり、親子へ学校が指導している。学校側で支援中であるため、今後の変化について見守る方針となった。
要支援 (6名)	引きこもり（3名）	こどもは学校や保育園には問題なく通学・通園していたが、学校から給食費を滞納しているという情報があった。システム判定の結果は貧困ではなかったが、確認したところ児童扶養手当の申請手続き中だった。以上の状況から、リスクを有する世帯と判断した。
	産後うつ（3名）	同世帯のこども3名。こどもの状況に問題はみられなかったが、同時期にケースワーカーに相談があり、支援を検討していたところだった。そのため、カンファレンスにおいても要支援と判断した。

6.3 データ連携により把握したこども等に対する支援

6.3.1 こども等に対する支援の取組内容

支援対象となった児童については、カンファレンスに参加しているこども課、保健師、ケースワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士）、指導主事、SV のうち、対象家庭が最も違和感を抱かない支援主体からアプローチを行った。具体的には対象家庭と過去に接点をもった主体がいた場合は、その主体からアプローチを行った。支援内容については、対象家庭の状況を鑑みて個別に検討した。

支援に際し、カンファレンスに参加していない支援主体に情報を連携する場合は、開成町要保護児童対策地域協議会に登録し、当該児童の該当するデータ項目も含め、情報連携を行った。

支援対象児童に対しては、下記のような支援の中から適切なものを選んで実施した。

図表 6 - 6 支援メニュー例

専門職による支援	・ 健診での聞き取り ・ 養育訪問支援事業 ・ 所属機関での見守り ・ 社会資源へのソーシャルワーク ・ 乳幼児全戸訪問 ・ 産後ケア事業
関係機関との連携	<u>妊婦及び未就学児</u> ・ 開成町駅前子育て支援センターとのカンファレンスで情報共有し、利用者支援事業において相談員と町が役割分担し支援 <u>就学児</u> ・ 教育委員会事務局及びスクールカウンセラーとのカンファレンスで情報共有し、学校、スクールカウンセラー、指導主事、町が役割分担し支援

6.3.2 こども等に対する支援の実施結果

要支援の児童に対して、アプローチを以下のとおり実施した。

図表 6 - 7 対応事例

#	支援前の状況	支援内容・実施結果
事例 1	・ ひとり親家庭 ・ 学校や保育園には問題なく通学・通園している ・ 給食費を滞納している ・ 児童扶養手当の申請手続き中	・ 転入時に接点があった、ひとり親担当のケースワーカーが親に電話し、食料支援等を定期的実施している町内のひとり親団体について案内した。

事例 2	・ こども 3 名 ・ 離婚について検討	・ 支援チームカンファレンス前にひとり親担当のケースワーカーへ相談されていたため、カンファレンスでは支援内容について以下のとおり検討した。 ①今すぐに離婚を考えられていたわけではなかったため、数か月に 1 度、ひとり親担当のケースワーカーがフォローアップ ②未就学児の児童がいるため、母子保健担当の保健師が健診時にフォローアップ ③ひとり親担当ケースワーカーと母子保健担当の保健師が定期的に連携
---------	---	--

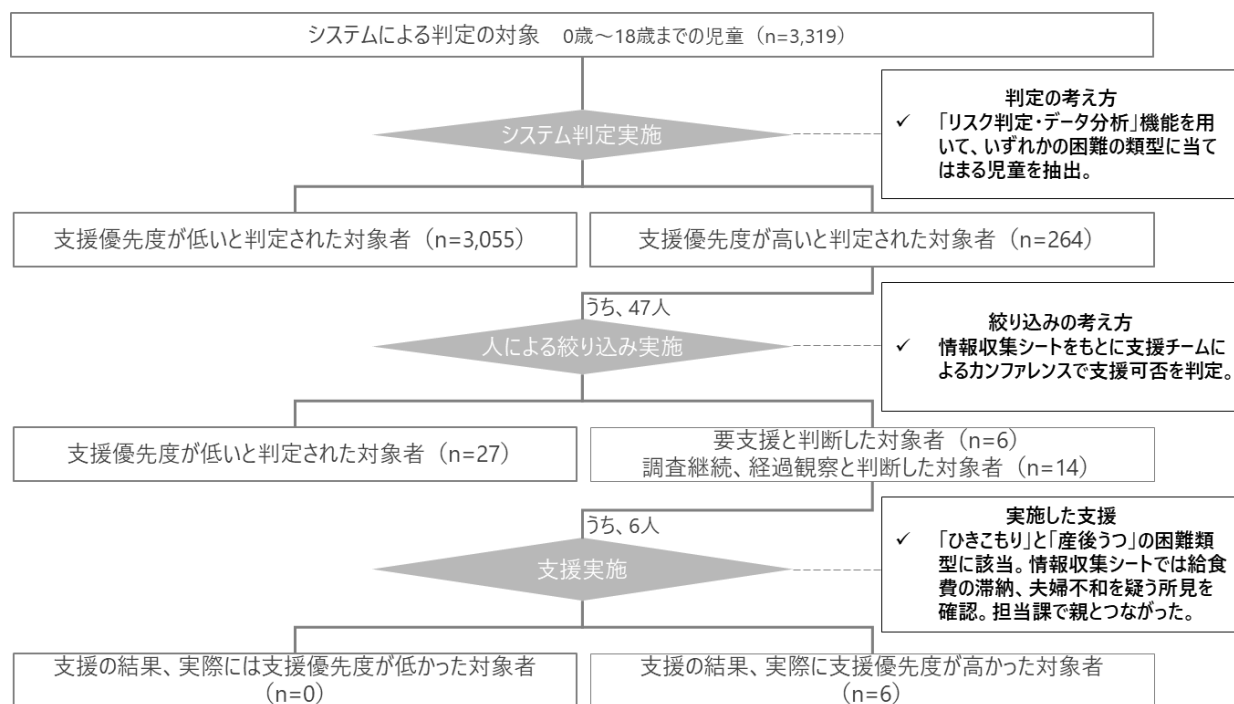
支援の実施にあたっては、福祉部門との接点のない家庭に対するアプローチが課題である。この課題は当初より推測できたため、本年度は検証の観点からこどもが複数いる世帯を中心にカンファレンスを実施した。こどもが複数いる世帯は、多くの情報が収集でき、かつ福祉部門との接点がある可能性が高いため、人による絞り込み及びアプローチがしやすく、本事業期間中に判定結果を検証できる可能性が高い。本格的運用にあたっては、接点のない家庭へのアプローチ方法を検討する必要がある。

第7章 事業効果の評価・分析

7.1 データ連携による抽出結果の全体像

調査全体の結果は下記図表のとおり。当町の0歳～18歳の児童3,319名のうち、264名がリスク有と判定された。そのうち本年度は47人について支援チームによるカンファレンスを実施、2名が支援優先度の高いこどもと判定され、うち6名に対して支援・見守りを実施した。支援の結果、実際に2名は支援優先度が高く、1名は担当課と繋がりができた。もう1名は、町の民間団体について担当課より情報提供を行うことができた。

図表7-1 プロセスごとの判定の考え方、及び対象者人数の整理結果



7.2 困難の類型との関連性が高いと判断できるデータ項目の提示

人による絞り込み等を踏まえ、困難の類型との関連性が高いと判断されたデータ項目は下記のとおり。計画の段階ではカンファレンスを通して要支援と判断されたこどものデータから、困難の類型との関連性を検証する予定だった。しかし、カンファレンスで要支援と判定するに至ったこどもが少なかったため、検証は困難だった。そこで、以下では既に支援を受けているこども及びカンファレンスの対象となったこどもに多く該当した項目を挙げる。

図表 7 - 2 困難の類型との関連性が高いと判断されたデータ項目

困難の類型との関連性が高いと判断されたデータ項目	左記データ項目が、関連性が高いと判断した理由 (※なるべく定量的に記載すること)
要保護児童対策地域協議会(要対協)への登録履歴がある	複数の困難類型に該当し、既に支援を受けているこども、もしくは人による絞り込みの対象となったこどもの多くが該当する項目であった。
家族が障害者手帳をもっている	同上
こども本人が障害者手帳をもっている	同上
児童扶養手当の受給世帯である	同上
ひとり親医療費助成の資格者である	同上
福祉相談の相談履歴がある (特に、子ども相談・児童相談)	同上
未就学児童で保育園・幼稚園に通っていない(所属がない)	同上

7.3 こどもデータ連携の取組効果の分析

本実証事業を通じての目標、及び本年度実証における成果・進捗状況は下記のとおり。

図表 7 - 3 本実証事業を通じての目標、及び本年度実証における成果・進捗状況

#	目標	測定指標	本年度初時点の実績、本年度末時点の成果・進捗	補足
1	潜在的に支援を必要とするこども・家庭の早期発見及び支援	人による絞り込み（支援チームカンファレンス）の回数	0 回数/年 →6 回数/年	● 課を越えた支援チームが集まることで総合的な視点で協議することができ、協議の質が向上した。
		人による絞り込みを経て、支援優先度が高いと判断したこども・家庭の数	0 件 →6 件	
		要支援児童として、新規に要対協に登録した人数	0 件→0 件	
2	システム構築によって業務効率化	—	—	● 相談・通告があった際に、システムを活用することで相談歴の有無、世帯状況などの必要な状況を確認することができ時間短縮に繋がった。

また、「困難を抱えるこどもや家庭への支援」に係る成果のほかに、下記のような副次的な効果も得られた。

- 人による絞り込み（カンファレンス）が関係課内の職員が定期的集まる機会となり、予防的・総合的な視点で意見を言える環境が整い、見守り意識が高まった。また、普段ひとりで悩みがちなケースワーカーなどの支援主体が、他の支援に関わるメンバーから多角的に意見を聞けることで、支援に関する考えが深まった。
- 児童扶養手当の更新に係る聞き取り調査など、日頃から支援の場面でシステムを用いることで、多様な視点で話を聞くことができ、気付きを得られた。

第8章 考察・まとめ

これまで進めてきた取組全般を振り返り、改めて本実証で実施した事項について、そこから得られる示唆、気づき、反省事項を整理したうえで、次年度以降に取り組む際の留意事項及びこれから取り組む全国地方公共団体への伝達事項をとりまとめる。

8.1 本実証を通じて得られた示唆

本実証を通じて、下記のような示唆が得られた。

図表 8 - 1 本実証を通じて得られた示唆

▼データを扱う主体の整理・役割分担（1章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
● 多くのデータを利用するため、システム構築から支援まで首長部局と教育委員会事務局の連携が必須となる。	● 様々な課のデータを連携する点や個人情報保護等の法令など多くの観点での検討が必要となるため、関係課との連携が重要である。

▼連携するデータ項目の選定（2章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
● データ連携の項目については、昨年度の実証事業で概ね確定し、今年度からシステムの本格稼働となった。取りこぼしが無いように判定ロジックを構築したため、多くのこどもを抽出することができた。一方、取りこぼさないことを意識したことで、人による絞り込みに時間と、専門職への負担に繋がる結果となった。 ● 多くのデータ項目を連携したことにより、判定だけでなく、日頃の支援で参照するシステムとして活用価値のあるシステムとなった。他方、多くのデータを利用することで名寄せの工数が多くなりコストがかかる。	● 国から示されている基本連携データ項目をベースに検証を進めることがよい。 ● システムの目的を考えて必要なデータ項目を精査するとよい。

▼判定基準の検討（3章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
● 取りこぼしが無いように幅広く抽出するロジックとすると対象のこどもの人数が多く	● 実際に判定した結果や判定対象者のデータ項目への当てはまり状況を、支援等を

なり、人による絞り込みの負担が大きくなる。 ● 利用可能なデータだけで類推しなければならず、本当にそうであるのか判断することが難しい。 例：判定ルールで「貧困」という条件を設定した場合、その該当有無を確実に判断できるデータが存在しない、または利用することができない。	通じて確認しながら、判定ロジックの改善を継続的に検証していく必要がある。 ● データ項目の該当数で判定を行う場合は、一定量のデータ項目を連携・活用する必要がある。少ないデータ項目で判定を行う場合は、利用するデータ項目に重みづけを検討する必要がある。
---	---

▼個人情報の適正な取扱いに係る整理（法的整理、手続き等）（4章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
● 本実証事業に適用される統一的な個人情報の取扱いに関する法律等がなく各自治体での内部整理を要する。 ● 本事業を広く展開していく上で、個人情報の取扱いに関する解釈の明確な整理がガイドラインに明記されることが望まれる。	● データを連携することによる個人情報保護の観点に留意して、ガイドラインなども参照しつつ支援の実施方法まで検討する必要がある。

▼システムの構築（システムの企画・構築、判定機能の実装、安全管理措置等）（5章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
● 現場職員がシステムを参照することを想定しているため、使いやすいシステム画面になるように設計する必要がある	● 町全体の概況を把握するための画面と、こども・世帯に関連する情報を一元的に確認する画面など、目的に応じた画面を用意することが効果的であった。 ● 今後は経過観察や実際の支援に関する状況を管理する等改善を継続する
● 各所に点在するデータを連携するためには人手での作業を回避することはできないため、負担を軽減するための方法を検討する必要がある	● 連携元データの更新頻度、判定ルールへの寄与度合い等を考慮し、適当な連携頻度を検討する

▼システムによる判定の実施（6章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
● 判定に用いるデータ項目は全て該当したら1ポイントとしているため、同じ点数で並ぶ児童が複数名いた。ポイントの差が出にくいことから、判定ロジックには反映していないデータも利用し総ポイント数も反映できるようにした。一方、多くのデータを利用することで名寄せの工数が多くなりコストがかかる。	● データ項目の該当数で判定を行う場合は、一定量のデータ項目を連携・活用する必要がある。少ないデータ項目で判定を行う場合は、利用するデータ項目に重みづけを検討する必要がある。

▼支援に向けた人による絞り込み（6章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
● 情報収集シートを活用し所属機関へ聞き取りを行うことでデータ以外の情報収集を行い、専門職からなる支援チームで総合的な視点で支援の可否について検討することができた。一方、課題としては、情報量によって支援の可否を決めるまでに時間を要する点が挙げられた。	● 情報収集シートなどの工夫により、情報の質を確保し効果的な支援判断を行うことが重要であり、同時に支援対象の家庭への対応体制も充実させるべきである。人による絞り込みを活かすために各主体が日頃から情報を収集し記録・把握しておくことが必要である。

▼データ連携により把握したこども等に対する支援（6章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
● データは気づきの一つであるため、レッテル貼りにならないよう注意し、支援対象家庭との相談しやすい関係を築くことが重要である。そのため、スムーズに支援ができるよう、対象家庭と接点を有する課や機関との連携が必要である。一方、これまでに接点のない家庭へのアプローチは未実施であるため、適切な手法の検討が必要である。	● 人による絞り込みの段階から様々な支援に関わる課の職員に加わっていただくのが重要である。
● 本事業の実施はプッシュ型支援のため、支援にあたる専門職の業務負担増が見込まれる。	● 適切な職員配置が重要となる。

▼困難の類型との関連性が高いと判断できるデータ項目の抽出（7章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
● 実際にシステム判定・人による絞り込みを通じて要支援と判定されるこどもは多くないため、支援結果に基づいて検証を行うことは難しい。	● 継続的に本事業を実施する、もしくは複数の市町で協同して検証を実施するなど、本事業を通じた支援対象者を増やすことで検証がしやすくなる。 ● 支援対象者における当てはまり具合だけではなく、既存の支援対象者や人による絞り込みの結果なども活かして検証を行うことも考えられる。

▼こどもデータ連携の取組効果の分析（7章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ

● 本事業を通して実際に支援が必要と考えられる2家庭6名を発見することができた。ただし、調査継続や経過観察という判定も多かった。潜在層はすぐに要支援と判断できないこともあるためと考えられる。	● 1回のシステム判定・人による絞り込みで判断するのではなく、継続的に実施していくことでリスクの兆候を検知し、支援につなげられる。
● 本事業の人による絞り込み（カンファレンス）において議論することで、予防的観点から支援に対する考えを深める機会となる。	● 福祉と教育のデータを連携するだけでなく、福祉と教育の担当者が本事業を機に定期的に予防・支援について議論することも重要である。
● システムを日頃の支援業務にも活用することでヒアリング等を効果的に実施でき、既に支援しているこども・家庭に対しても支援を深められる可能性がある。	● 連携するデータ項目にもよるが、既に支援している家庭の見守りとして、データをモニタリングすることで、保健師、福祉職が適切なタイミングで声掛けすることができ、業務の負担軽減に繋がる可能性がある。

8.2 課題・次年度以降の取組

本年度は毎月のカンファレンス実施を通して、データ連携により把握したこども等を支援につなげる取組として、システム判定から人による絞り込みを行い支援が必要なこども・世帯に対して支援につなげる一連のプロセスを確立することができたが、期間的に支援につなげた後の状況を継続して把握することができなかったことが課題であった。また、潜在層の発掘について、把握できていなかった困難類型を発見することができた事例は出てきたものの、困難を抱えていることが把握できていなかったこどもや世帯を見つけることはできなかった。

そのため、次年度以降は支援の状況を継続して確認するための仕組みづくりや、システム判定のさらなる改善に取り組むことが必要と考えられる。